

理 由

消費者の合理的な選択に資するため、流通の方法についての基準を内容とする日本農林規格を導入するための規定の整備等を行うとともに、公益法人に係る改革を推進するため、製造業者等が農林水産大臣等の認定を受けて格付を行う制度について、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた法人の認定を受けてこれを行う制度へ改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。